

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 2 5 日

(公社) 岩手県トラック協会
会員事業者 各位

(公社) 岩手県トラック協会

石油製品の安定供給について（お知らせ）

日頃より、協会運営にご理解・ご協力賜り誠にありがとうございます。

さて、中東情勢の悪化に伴う原油の供給不安を受け、資源エネルギー庁は3月19日付で石油元売り各社及び輸入事業者（商社）に対し、系列・系列外や継続取引の有無を問わず石油製品が偏りなく供給されるよう別紙文書（「石油備蓄法に基づく対応に関する更なる御協力について」）により要請したとの情報提供がありました。また、会員各社等において石油販売事業者との協議・交渉を行う際には、別添文書を積極的に活用いただくよう併せて要請がありましたのでお知らせいたします。

なお、要請文書を提示しても、なお供給に応じない元売りをはじめとする石油販売事業者等がある場合、岩手県トラック協会までご一報いただければ、取りまとめの上、全ト協を通じて関係省庁に報告いたします。

★石油販売業者等に関する「情報提供」について

メールまたはFAXに以下の内容の記載をお願いいたします。

- ・タイトル： 石油販売事業者に関する情報提供
- ・情報提供者： 事業者名 担当者名
- ・情報提供者の連絡先： TEL, FAX, メールアドレス等
- ・石油販売事業者に関する情報（会社名、連絡先等）

送付先

(公社) 岩手県トラック協会

メール： webmaster@iwatokyo.or.jp / FAX 019-638-5010

2026年3月19日

石油精製業者等 各位

資源エネルギー庁 資源・燃料部
部長 和久田 肇

石油備蓄法に基づく対応に関する更なる御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、我が国における国内のエネルギー安定供給確保に万全を期すため、「石油備蓄法に基づく対応に関する更なる御協力について（依頼）2026年3月12日付」において、石油備蓄を国内における石油の安定供給の確保に資する形で活用いただく旨、依頼したところです。

他方、流通面において、一部の需要家において石油の調達が困難になる等、供給に偏りがある事例があると承知しています。

このため、国内の石油の安定供給の確保という観点から、自社の系列か系列外であるかを問わず、また継続的な取引の有無によらず、石油の安定供給を実施されるよう要請します。

また、石油の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対し偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請します。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 ： 03-3501-1993